

I 学校安全計画及び防災計画-----P.3～5

1. 目標
2. 災害避難計画
 - ◎避難経路
3. 児童の安全管理について
 1. 本校の危機管理の基本方針
 2. 通常時の警備体制
 3. 校内巡視と安全点検

II 災害発生時の危機管理-----P.6～23

- 1 初動体制の確立
 - 2 災害対策本部の業務内容
 - 3 緊急時児童の安否確認と教職員の対応
 - 4 緊急時児童の保護者への引き渡しと待機の判断
 - 5 児童引渡し・緊急連絡カード
 - 6 地震発生時の基本的対応
 - (1) 在校中
 - (2) 登下校中
 - (3) 学校外の諸活動中
- 参考 「震度と揺れ等の状況」
- 地震発生時における学校の対応について
- 7 災害等での児童行方不明時緊急捜索班

8 事故災害発生時の対応について

- (1) 緊急時体制
- (2) 頭頸外傷について

9 食物アレルギー、アナフィラキシーを予防するための措置

- (ア) 緊急時対応の流れ
- (イ) 一次救命処置(BLS)

Ⅲ その他の危機管理について-----P.24～41

1 不審者対応について

- (1)不審者侵入時 緊急対策組織表
- (2)不審者侵入時のフローチャート

2 水泳指導時における施設管理及び安全指導について

- (1)施設管理について
- (2)安全指導について

3 熱中症

- (1) 事前の対応
- (2) 熱中症発生時の対応

4 非常放送のしかた

5 Jアラート発信時において

- ※ 地震発生時における学校の対応について(枚方市教育委員会)
- ※ 非常変災時における措置について(保護者宛文書)

6 土砂災害警戒区域入りの通学路

7 犯罪被害防止対策

I 学校安全計画及び防災計画

1. 目標

校内における災害発生を常時注意するが、非常災害発生の場合は、全員一致協力して児童避難・初期消火等にあたりその万全を期する。

2. 災害避難計画

A火災消防避難計画（1月）

①組織 学校長のもとに次の6班を編制する。

1. 避難誘導班 各学級担任
2. 消火班 男子職員 児童避難完了後、初期消火（校長指揮）
3. 重要書類搬出班 担任外教諭（教頭指揮）
4. 救護班 養護助教諭
5. 報知班 校長 教頭
6. 避難確認班 1号館（瀧口） 2号館（ルプラ） 3号館（山瀬）

②避難

火災発生のお知らせを知ると、各学年において直ちに一切の学習や行事を中止して次頁の経路図の要領により避難する。但し、火災発生場所により適宜変更する。

B地震避難計画（9月）

地震の発生した場合、担任は的確な判断のもとに、学級児童を完全に掌握して、速やかに行動する。

- ・児童を机の下に入れる。
- ・校長の指示により事後措置をとる。
- ・運動場に避難する場合は、落下物に注意する。

*震度5弱以上の大規模地震が発生した場合は、「災害発生時の危機管理マニュアル」により対応する。

C台風避難計画（7月）

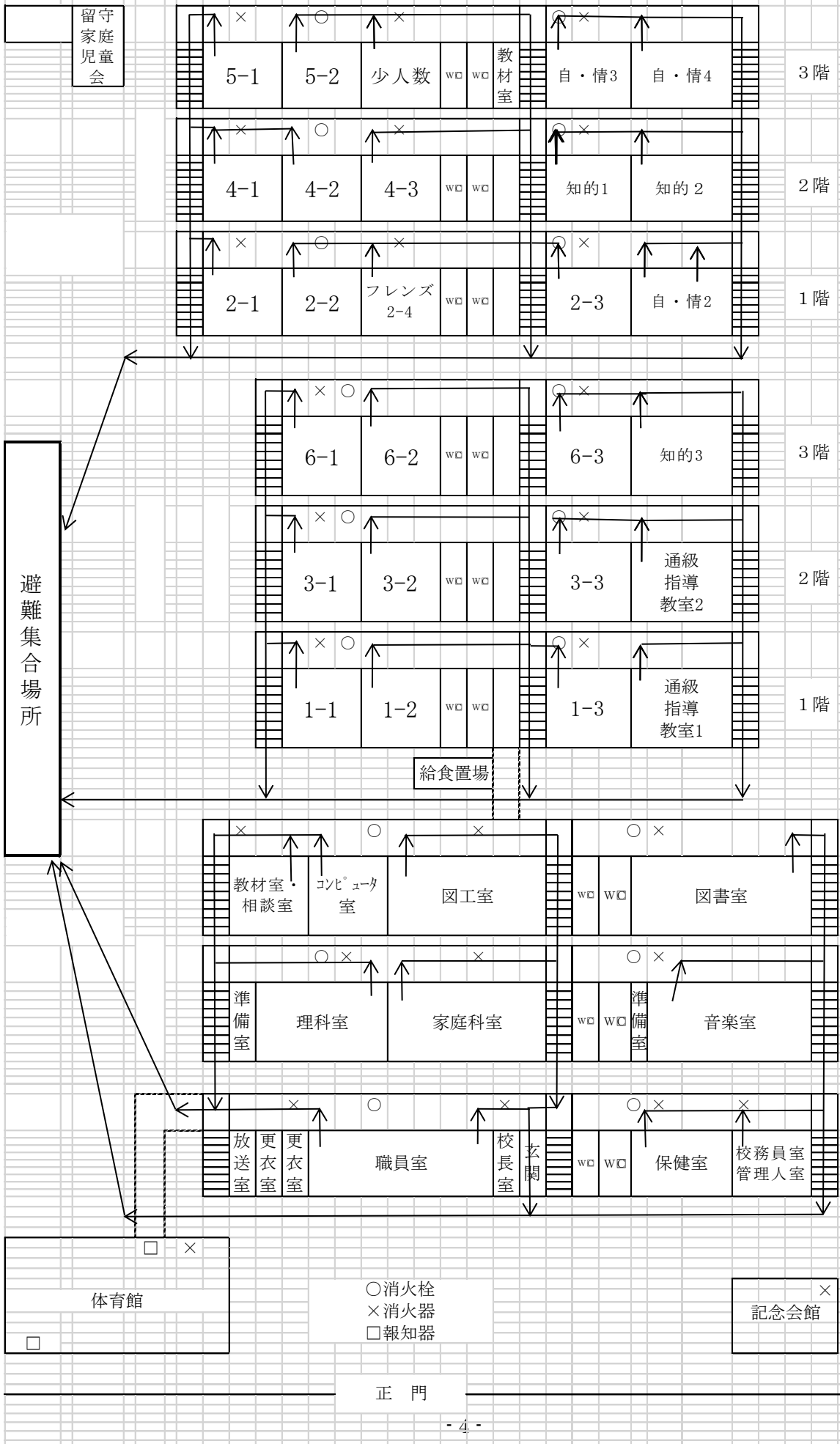
台風が接近した場合は、予報に注意し、校長の指示により登校中止の措置をとる。

下校の必要のある場合、児童は地区別に集合し、当該地区担当教諭の誘導により下校する。

D不審者避難計画（6月）

不審者事案が発生した場合、放送の指示に従い、担任は的確な判断のもとに、学級児童を完全に掌握して、速やかに行動する。

(3) 避難経路



3. 児童の安全管理について

1. 本校の危機管理の基本方針

◎危機管理の必要性

学校は、児童が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事件・事故が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。

◎危機管理の目的

1. 児童や教職員の命を守る。
2. 危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ。
3. 万一、事件・事故が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。

2. 通常時の警備体制

(1) 登校時

①児童の登校時は正門を開放する。

*児童の登校時間は原則的に8:10~8:20とする。

*児童が遅刻して門が閉まっている場合は、インターホンを鳴らすことで開門する。その場合はオートロックのついた小さな扉から入る。

(2) 授業時

①門は施錠している。小さな扉はオートロックで施錠している。

②来校者はインターホンで名前と用件を伝える。職員室で来校者を確認した者がオートロックの開錠をおこなう。

(3) 下校時及び放課後

①下校の時間帯には開錠し、その後は施錠する。

(4) 来校者の受付

①来校者は玄関の受付で記名後、来校者カードを着用すること。

②学校関係者はその所属が明らかになるように所属カードを着用すること。

*教職員とPTA役員等はオートロックの番号で開錠できることとする。

3. 校内巡視と安全点検

(1) 校内巡視

①本校の教職員であることが誰にでもわかるように、校内では職員カードを着用する。

②教職員は不審者の侵入がないか、常に注意し、時間の許す範囲で校内巡視を心がける。

Ⅱ 災害発生時の危機管理 (J アラートの対応も含む)

方針

- ① 災害時に児童の安全を確保し、被害を最小限に止めることを基本に、学校防災体制の整備を図る。
- ② 児童の生命の安全を何より優先させる。
- ③ 災害発生の時間帯によっては、担当者が不在で組織が機能しない可能性がある。
対応可能な教職員の人数や被害の状況に応じて柔軟に対応できるシステムを整備する。

1 初動体制の確立

【津田小学校災害対策本部の設置】

防災・火災等、非常時には以下の業務・役割が考えられる。班・分担は各年度当初に決定するが、時間帯や災害の状況により対応可能な教職員の数が限られるため、災害発生時には、柔軟に対応する。分担については、毎年見直す。

災害対策本部	本部長	校長
	副部長	教頭
	補佐	主席



第一次緊急対応		第二次緊急対応
避難誘導班	各学級担任	保護者連絡班へ
安全点検・消火班	担外	応急復旧班
救急医療班	養護教諭・支援学級担任	救急医療班
救護班	事務職員・校務員	救急医療班へ
保護者連絡班	担外	保護者連絡班
		避難所支援班

- * 本部長⇒班長⇒班員の連絡体制で迅速に業務にあたる。
- * 避難誘導班の班長は、学年主任。
- * 災害の状況に応じて他班の支援体制を考える。
- * 本部長が不在の場合の代理順位。教頭⇒主席

2 災害対策本部の業務内容

班名	業務内容	主な必要物
対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・校内放送等による連絡・指示 ・他班との連絡調整 ・非常持ち出し品を搬出 ・すべての児童や教員に説明 ・市の災害対策本部、教育委員会、PTA 等に連絡 ・状況を判断し、必要な物資を要求 ・報道関係等、外部との連絡の承認 ・記録日誌、教育委員会への報告書作成 ・応急対策の決定 ・緊急活動の停止時期の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急プラン ・学校の敷地図 ・ラジオ ・ハンドマイク ・懐中電灯 ・緊急活動の日誌 ・トランシーバー ・携帯電話
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れがおさまった直後に負傷の程度をできる限りの確に判断する ・指定避難経路や別の経路を使って避難させる ・行方不明の児童、教職員を本部に報告する ・児童の不安の緩和 ・医療援助を求めるかどうかの決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスの名簿 ・拡声器 ・ホイッスル ・携帯電話
安全点検・消火	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を把握（ライフライン） ・初期消火 ・安全点検 ・施設等の構造的被害程度を調査し、本部に報告 ・避難及び救助活動の支援 ・近隣の危険箇所の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器 ・革手袋 ・軍手 ・ヘルメット ・道具セット ・安全点検表
救急医療	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当 ・医療の援助が必要かどうかを決める ・負傷や応急手当の記録をとる ・応急手当用備品の確認 ・関係医療機関への搬送、連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急箱 ・健康カード ・担架 ・水 ・毛布 ・AED
救護	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を2人1組からなる数チームに分け、それぞれ特定の区域の負傷者の救出、救命にあたる ・班員と常に一緒に行動する ・各教室、体育館、トイレ等のチェック ・負傷者や危険箇所等の通報チェック 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット・丈夫な靴 ・のこぎり ・革手袋 ・軍手 ・防塵マスク ・トランシーバー ・バール ・斧 ・毛布 ・担架
保護者連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・電話連絡網、一斉メール送信、地域防災無線等の連絡 ・引渡し場所の指定 ・保護者や後見人に、児童を引き渡す作業の開始 ・身元確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童引渡しカード ・名簿 ・集合場所のクラス配置図
応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を把握 ・応急復旧に必要な機材等の調達、管理 ・危険箇所の処理 ・授業教室を確保 ・明白な構造的被害や他の危険がある場所を立入禁止にする ・避難場所の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット ・被害調査票 ・校内図 ・ロープ ・標識
避難所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の場所がすぐわかるところに、班員を派遣し、保護者・消防隊・救助隊・警察・医療職員に適切な場所を指示 ・避難者の受付をし、名簿の作成や避難生活の状況を把握 ・ボランティアを希望する人を受け入れる準備 ・トイレ設備をつくる ・ごみが衛生的に適切に処理されているかを確認 ・必要に応じて、配布するための食料、水、配給物を集める ・避難所の統合・廃止の計画 ・関係機関への報告・連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスターキー・ラジオ ・間仕切りダンボール ・校内配置図 ・保護者への文書による指示 ・ボランティアの仕事の内訳 ・トイレの備品 ・職員の表示・ビニール袋 ・ロープ ・テープ

3 緊急時児童の安否確認と教職員の対応

休日や下校後などの在宅時に大きな地震が発生した場合、教職員は、児童の安否確認をする。確認内容は、以下の通りとする。

安否確認の内容	
1	児童及び家族の安否・けがの有無
2	被災状況 ・児童の様子 ・困っていることや不足している物資
3	居場所（避難先）
4	今後の連絡先・方法

非常参集体制

勤務時間外に災害が発生した場合、以下の教職員非常参集体制にもとづき児童の安否確認を実施する。

教職員の非常参集体制と安否確認

参集体制	校区内の震度	安否確認	児童在宅時		登下校時
			電話○	電話×	
第2次参集 (全員)	6弱以上 (4号配備)	○	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学路をたどって
第1次参集 (管理職・教務主任・学年主任)	5強 (3号配備)				
(管理職)	5弱 (1・2号配備)	状況判断			

通信手段について

災害に伴い、電話回線が不通になることも考えられるので、ホームページによる情報発信やメール配信なども使い情報発信する。また、すべての通信機器が使用不能になる場合、校内や校外の掲示板も併せて使用する。

さらに、地域コミュニティなどの地域団体・組織との情報交換・連絡は、PTA担当教員・生活指導教員が担当する。

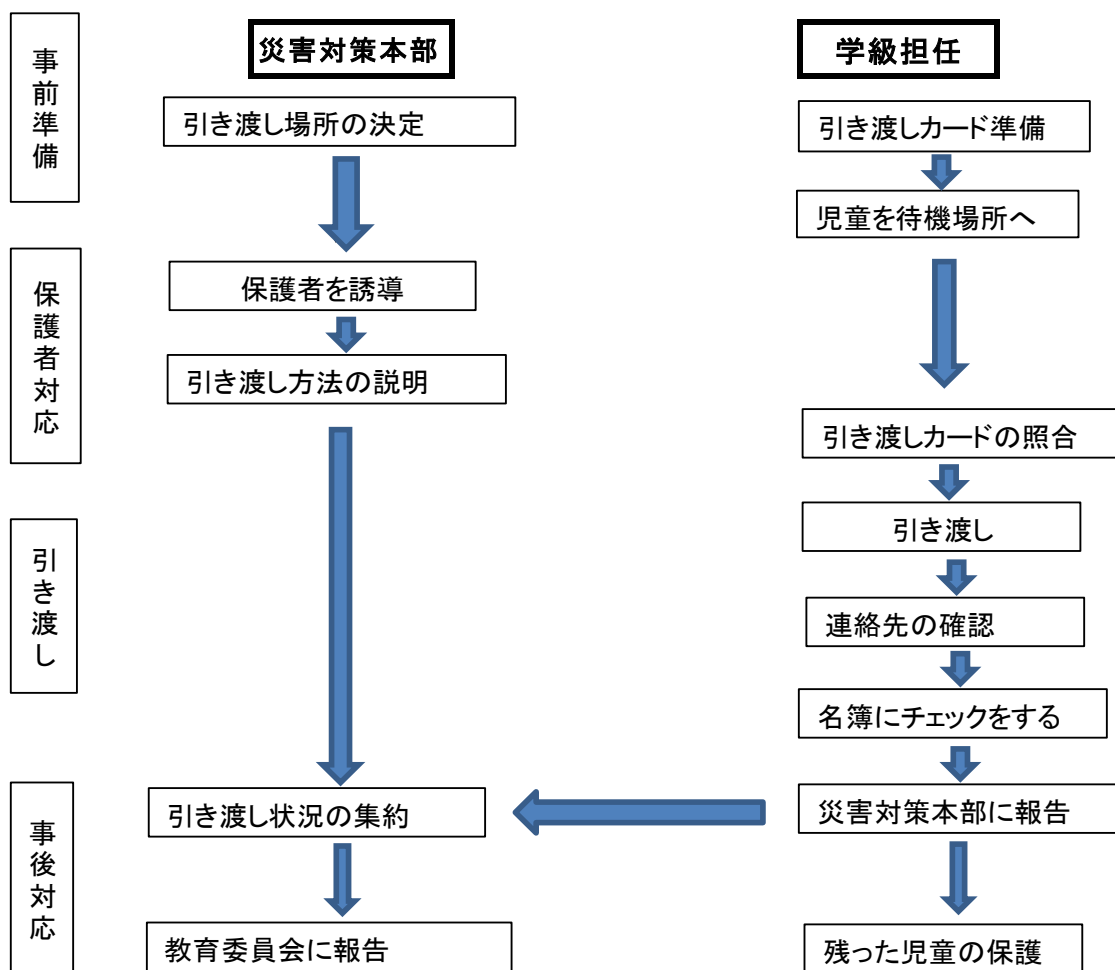
4 緊急時児童の保護者への引き渡しと待機の判断

引き渡しのルール

「文部科学省の学校防災マニュアル作成の手引き」において震度5弱以上を地震の判断基準としているので、本校においても同様の基準とする。また、地震震度は、学校または校区の震度とする。

地震発生時のルール	
児童が在宅中	震度5弱以上の地震が発生し、かつ必要に応じて、学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。
児童が登下校中	<ul style="list-style-type: none"> 危険物が落ちてこない、倒れてこない、移動して落ちてこない安全な場所に避難し、揺れが収まったら登校する。 震度5弱以上の地震の場合は、揺れが収まったら学校または、家の安全な方へ避難する。
児童が在校中	震度5弱以上の地震が発生した場合は、引き渡しによる下校とする。 (保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる。) 震度4以下では、異常がなければ再開する。 通学路の安全を確認の上、集団下校等、安全に配慮して下校する。

校内における引渡し手順



5 児童引渡し・緊急連絡カード

引き渡し来校者用申請書は、保健名簿がある棚の中に保管する。

◆緊急時 引き渡し来校者用 申請書◆ 保護者控え

*災害の際、お迎えに来られる方をお書きください。日常的に仕事等の都合で引き取りに来られない方は、血縁の方（近所の方でも構いません）のお名前をご記入ください。ただし、お子さまが知っている方をお願いします。

第1候補は必ず記入してください。必要な方は第3候補まで、書いてください。

なお、書いていただいた方のどなたが来られても引き渡します。

〔 〕年 〔 〕組 児童名〔 〕
登校班番号（ ）

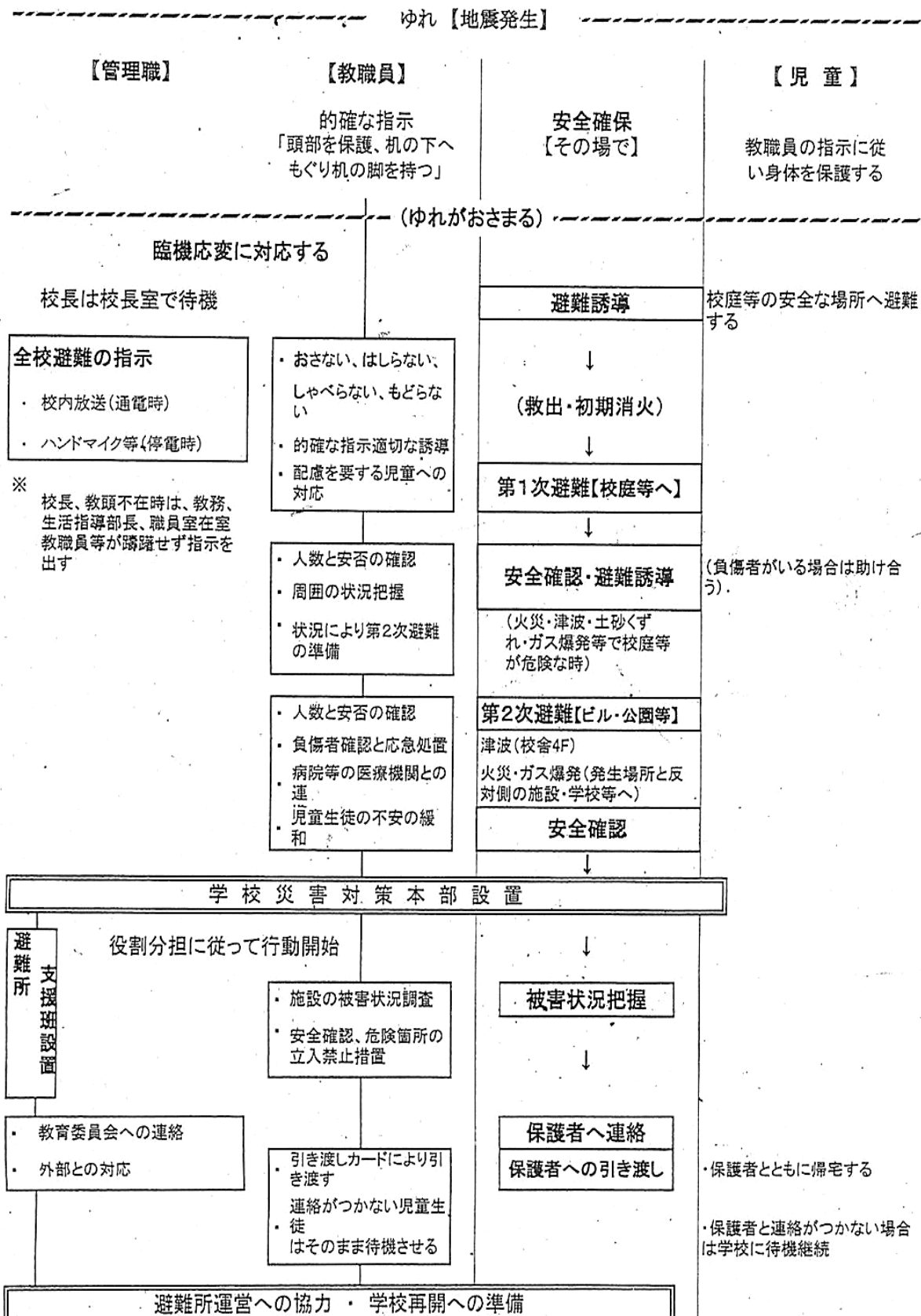
第1候補	氏名		児童との関係	
	住所			
	電話番号			
第2候補	氏名		児童との関係	
	住所			
	電話番号			
第3候補	氏名		児童との関係	
	住所			
	電話番号			
特記事項（あれば）				

待機している子どものための活動

- 子どもを学年別、または地区別班に集合させる。
- 保護者に人数・場所・状況をメールで発信する。
- 周辺の被災状況について情報を収集する。
- 待機している子どもの健康管理、病気、けが等の応急手当てを行う。必要に応じて緊急時の病院へ搬送する。
- 避難住民と子どもの避難区域を明示する。
- 必要物品（水、食料、毛布等を含む）を確認し、調達・搬入・配布する。

6 地震発生時の基本的対応

(1) 在校中 ……授業を打ち切り、児童を安全な場所に避難させる



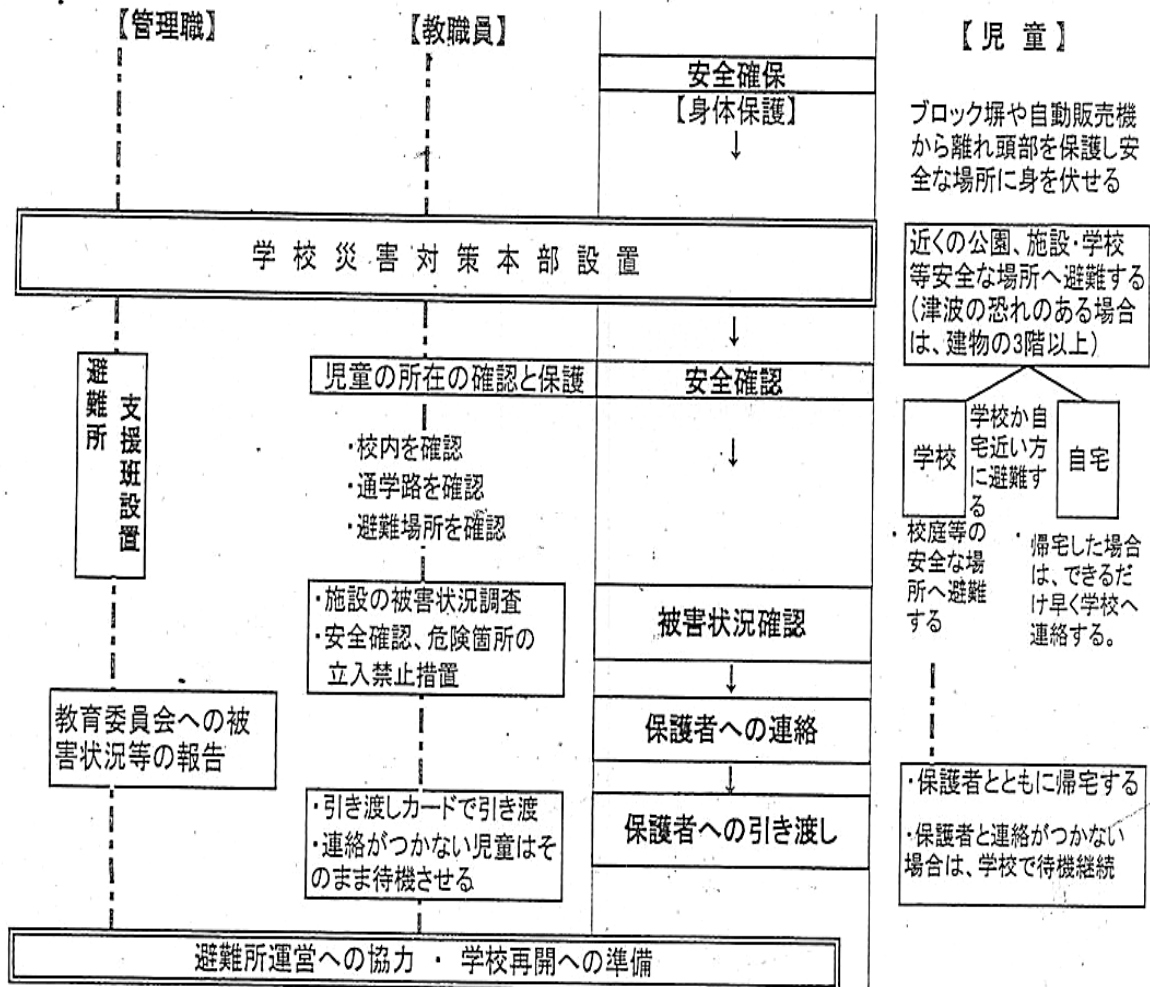
	授業中の対応(対応の基本)	休み時間、放課後等の対応
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせ、机の足をしっかり持たせる。 ・ 教職員は冷静に的確な指示を与える。 ・ 安心させるような声をかけ続ける。 ・ 火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。 ・ 避難口を確保する。 ・ 転倒、落下の恐れのある物から児童生徒を遠ざける。上履き等をはかせる。 ・ 負傷者の応急処置をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員がその場になくても、児童生徒自らが安全な行動がとれるよう、平常から指導しておく。 ・ 近くにいる児童生徒に指示や声かけをして不安や恐怖心を和らげるようにする。 ・ 教職員は近くや担当学年、学級の児童生徒の安全確保と掌握に努める。 ・ 避難について全校に指示する。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路・避難場所の安全を確認する。 ・ 本部の指示により避難を開始する。(状況によっては指示を待たずに避難開始) ・ 近くにいる教職員で協力して、児童生徒を列の前後から守りながら誘導する。 ・ 頭部を保護しながら避難させる。 ・ 特別支援学級等においては、小グループで手をつながせたり誘導ロープ等を持たせたりして避難させる。 ・ 重症の場合は、救急隊に連絡し、その到着まで付き添う。 ・ 車椅子使用等の児童生徒は、安全な場所に待機させた後、順次避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員は分散して、各教室、体育館、トイレ等をチェックする。
安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所では、名簿等により人員を確認し本部に報告する。 ・ 不明者の発見に全力を尽くす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員確認ができる体制を速やかに整える。

<場所別の初期行動>

場所	具体的な行動
教室	近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の足をしっかり持つ。
特別教室	理科室で、実験中であれば、危険物から離れる。家庭科室で調理中であれば、すぐに火を消し、机の下にもぐる。 ※実験器具棚、調理用具棚、工具棚、実験器具、工具、アイロン、ディスプレイ等
体育館	体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保護し姿勢を低くする。(建物の構造等により、柱や壁に寄り添う方がよい場合もある。)
プール	プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。
廊下や階段	窓ガラス、蛍光灯の落下を避け中央部で姿勢を低くする。近くの教室の机の下にもぐる。
トイレ	ドアを開き、頭部を保護して動かずにいる。
運動場	校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、フェンスや体育器具等倒壊の危険性のある物から離れる。体を低くする。

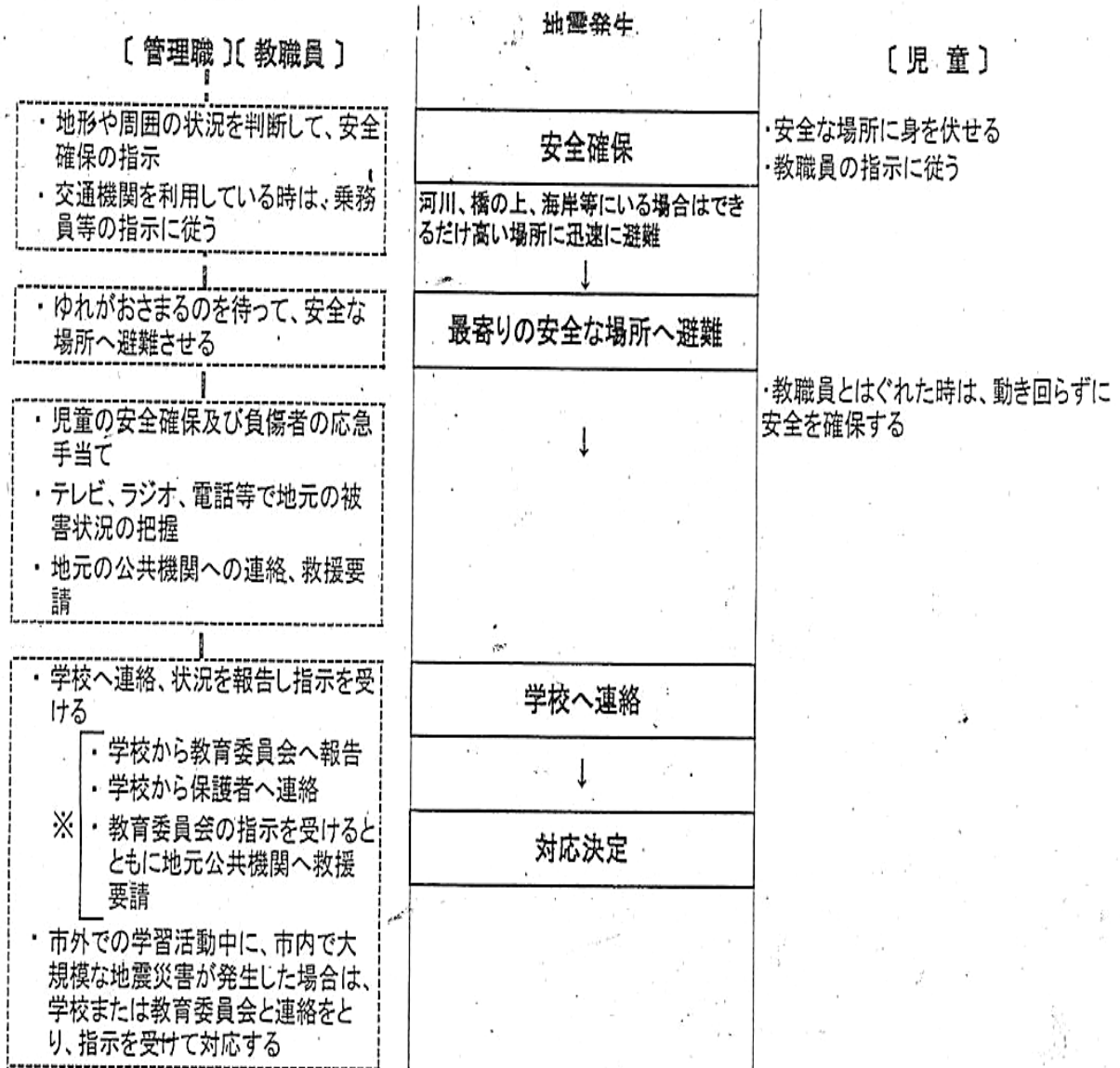
(2) 登下校中

ゆれ【地震発生】



学校の対応	
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の通学路について安全点検を行い、危険箇所等を保護者及び児童に周知し、万一の場合に落ち合う避難場所を決めさせておく。 ・児童が自ら判断し、避難行動をとることが原則となるため、災害に対処する力を高めるよう日頃から防災リテラシーの育成を図る。 ・交通機関を利用する児童は原則としていないが、指定外通学などもふまえ、当該児童には、交通機関が不通になった場合に徒歩で帰宅できるよう各家庭で通学路を確認させておくとともに、災害が発生した時は、現場の指示に従うよう指導し、同時に児童の判断力の育成を図る。 ・交通機関の途絶等により、児童生徒が安全に帰宅することが困難な場合、保護者への引き渡しまでの間、児童生徒を学校で保護する。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆれがおさまった後（津波の恐れのある場合は、警報・注意報が解除された後）、家へもどるか学校へ避難するかについては、原則として近い方を選ぶ。 ・途中で避難している児童や移動中の児童の安全確保については、保護者と学校が連携してあたる。また、そのための対応策について日頃から協議しておく。 ・学校に避難してきた本校児童、また、他の児童生徒への対応策を明確にしておく。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・無事に帰宅できたかどうか等、児童生徒の安否確認ができるよう連絡体制を整備しておく。

(3) 学校外の諸活動中



教 職 員 の 対 応	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・室内では初期行動や避難方法は授業中と同じ。 <ul style="list-style-type: none"> ・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて、ベッドや机があればその下にもぐらせ、その足をしっかり持たせる。 ・避難口を確保する。 ・転倒、落下の恐れのある物から児童生徒を遠ざける。上履き等をはかせる。 等 ・倒壊や火災、爆発の恐れのある建物から、児童をすばやく遠ざける。 ・狭い場所や狭い道路では、塀・看板等の倒壊や落下に注意し、素早く広い場所に出させる。 ・海岸では津波、山間部では土砂崩れに注意し、安全な場所に避難させる。 ・電車、バス等に乗車中の場合は、乗務員等の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員は落ちついた態度で明確に指示し、児童生徒に不安や恐怖心を与えないようにする。 ・車中では、とっさの安全確保ができるような乗車姿勢と態度をとらせておく。

参考 「震度と揺れ等の状況（概要）」

震度階級	7	6強	6弱	5強	5弱	4
人の体感・行動	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	立っていることが困難になる。	立っていることが困難になる。	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
屋内の状況	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛び出すこともある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。
屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転している。揺れに気が付く人がいる。
木造建物(住宅)	耐震性高い	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		
	耐震性低い	傾くものや、倒れるものが増える。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
鉄筋コンクリート造建物	耐震性高い	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
	耐震性低い	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	
地盤の状況	大きな地割れが生じることがある。		地割れが生じることがある。	亀裂や液状化が生じることがある。		
斜面等の状況	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。		がけ崩れや地すべりが発生することがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。		
ライフライン		広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。		安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。 ※地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速戻規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。

気象庁ホームページより

地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状 況	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登 校 中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在 校 時	<p style="text-align: center;">地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下 校 中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に地震が発生し、学校が臨時休業の際、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室登室時に地震が発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合は、学校対応の「登校前」から「下校中」までに準じた対応とします。

7 災害等での児童行方不明時緊急搜索班

災害等での児童行方不明時緊急搜索班

①学校内

(A) 校舎内

1. 各教室 各担任
2. 非常階段・トイレ

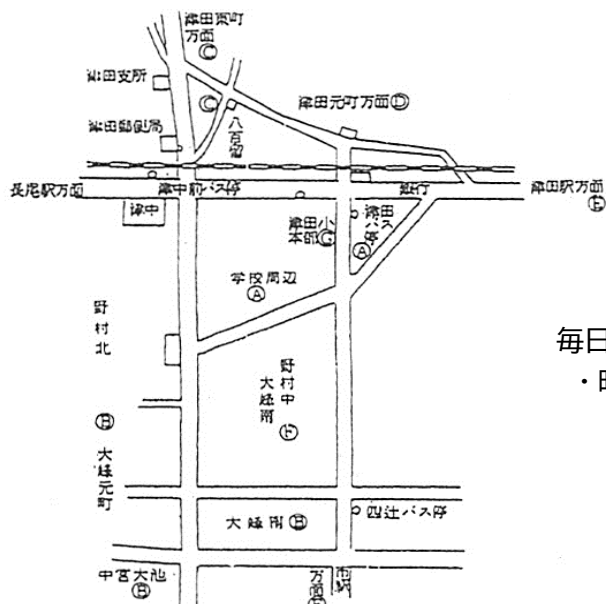
			西非常階段	トイレ	東非常階段
1号館	3階	5年	井手口	井手口	川村
	2階	4年	長副	大槻	荻野
	1階	2年	関	松岡	升田
2号館	3階	6年	太田	中田	杉本
	2階	3年	富田	橋本	塩見
	1階	1年	村橋	寺内	射手園
3号館	3階	担外	上杉	上杉	上杉
	2階	担外	ルプラ	ルプラ	ルプラ
	1階	担外	中田	中田	中田

(3号館トイレは特別教室を含む)

(B) 校舎外(体育館・プール等)

児童会・倉庫・トイレ	一坪
玄関前・記念館周り	中村
給食コンテナ	中平
プール(中、周り)・幼稚園	中田
体育館(中、周り)	ルプラ

②学校外



地区	授業時間外	授業中
A・B	1年・2年	一坪
C・D	3年・4年	中平
E・F	5年・6年	中田
G	担外	ルプラ

毎日の交通安全運動の登校指導

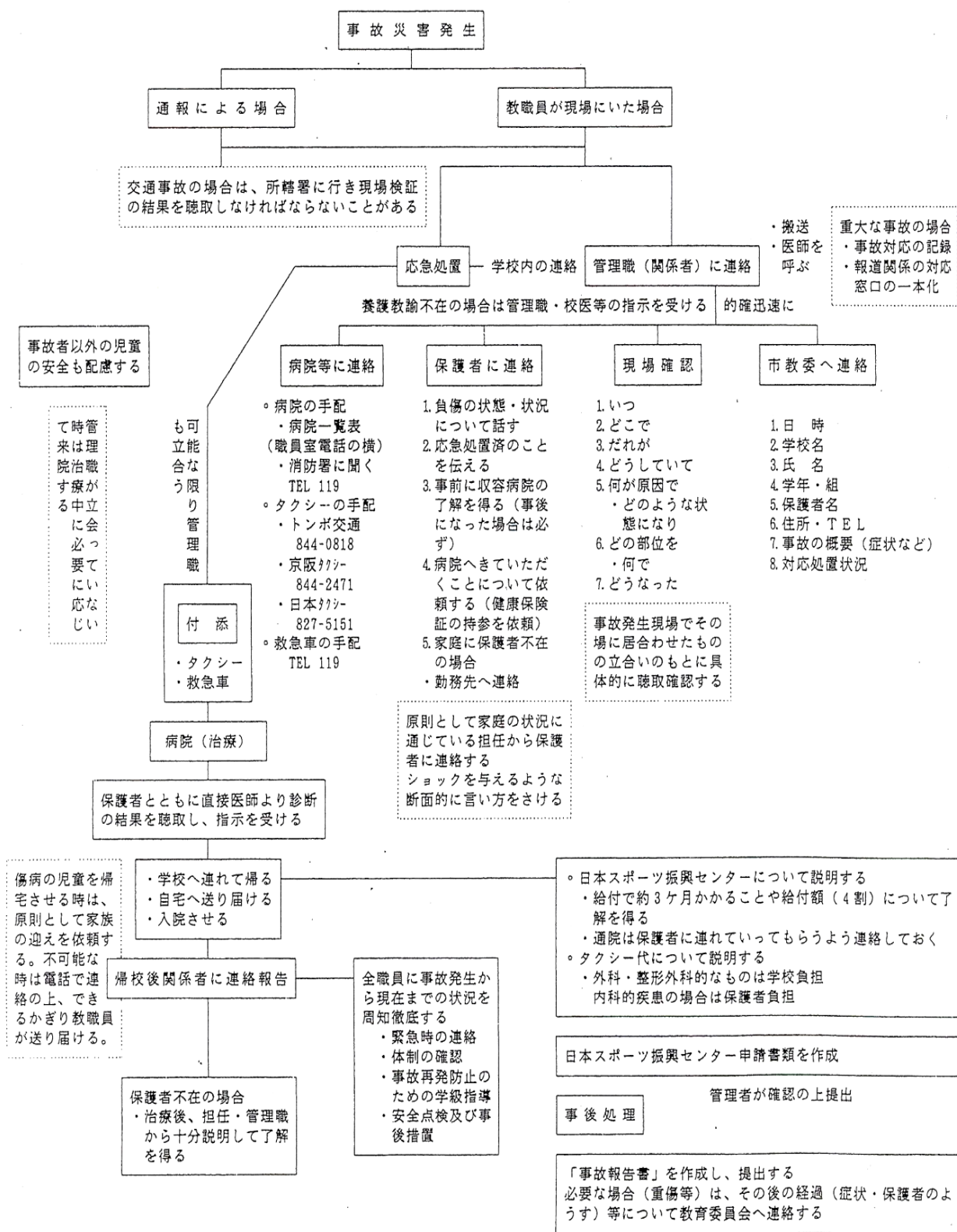
・時間 8:00~8:20

・場所 銀行前(月・水・木)
動物病院前(火・金)

8 事故災害発生時の対応について

学校事故

1. 教育課程に基づく授業を受けているとき
2. 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき
3. 休憩時間その他校長の指示、承認に基づいて学校にあるとき
4. 通常の経路方法により通学するとき及びこれに準ずるとき



(1) 緊急時体制

① 担任・管理職へ連絡

- ・けがの状態を一緒にみる。

② 保護者へ連絡

- ・事故の原因、様子を説明する。
- ・希望（かかりつけ）の病院を聞く。
- ・もし保護者に同席してもらえる場合は、健康保険証、お金、子ども医療証等を持参していただく。

③ 病院へ電話

養護教諭の机上に近隣病院がのっているファイルがある。
学校名、事故や怪我の状態の概要、児童の性別、年齢を伝え、診察の可否を確認する。

④ 病院へ移送

- ・タクシーの要請。 緊急の場合は救急車を要請。
- ・病院搬送用バッグを（青いかばん。養護教諭の机にかかっています）を持っていく。
- ・当該児童の健康管理個人票の写しを持っていく。
- ・タクシーチケットに日時、行き先を記入（車内で金額を記入）

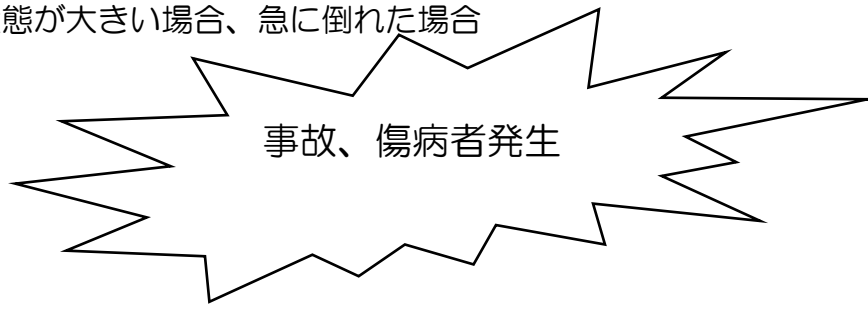
⑤ 病院診察について

保護者が来られない場合は、医師に言われたことをメモしておく。
（この後の過ごし方や今日の入浴についてなど）

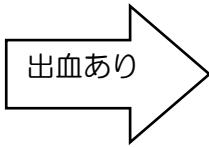
⑥ 病院受診終了後

- ・支払いは保護者にしてもらうので、基本的に学校は立て替えることができないことを受付で伝える。
- ・付き添い教員が学校へ帰るためなら、タクシーチケットは利用してよい。
- ・学校へ帰ってきたら、担任、管理職へ病院受診の内容報告。担任から保護者連絡。
- ・タクシーチケットの半券は養護教諭へ渡す。（半券にタクシー代の記入を忘れずに！）

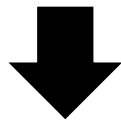
※事故、けがの状態が大きい場合、急に倒れた場合



全身の確認（大出血など）

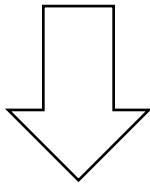


止血



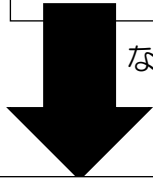
意識の確認（肩をたたく。頭は揺らさない！）

ある



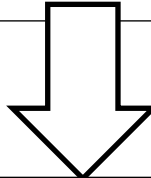
痛いところやけがの確認

ない



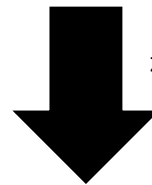
安全な場所へ移動

ある



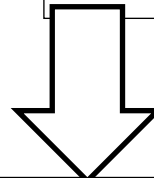
応急手当

わからない

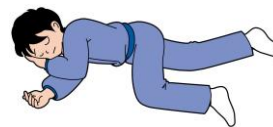


呼吸の確認

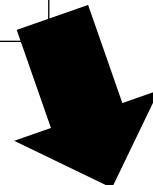
ある



回復体位で様子を見る。必要なら救急車を要請。

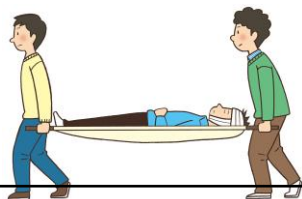


わからない



心肺蘇生
（胸骨圧迫30回、人工呼吸2回）

運ぶときは下の絵のように、患者の足側を進行方向にします。



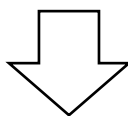
- 必ず応援を呼んでください。
- 時間や状態の経過の記録を忘れずにしてください。

(2)【頭頸部外傷について】

頭頸部のけがはほかの部位のけがに比べて、重症化すると脳機能の障害が起きて後遺症を残すケースやまれに死亡するケースもあり、特に適切な早期の対応が必要。予防のため、月一回の安全点検に取り組む中で、危険要因がないか確認する。また、保健便りなどで危険要因・事故の増加などのお知らせし、学級でも指導にあたる。

★頭頸部を受傷した後に・・・

- ①意識障害 又は けがをする前の記憶がまったくない状態が長時間（少なくとも5分以上）継続する
- ②何度も嘔吐をする
- ③ぶつけた箇所以外に頭痛がある 又は 頭痛がどんどんひどくなる
- ④顔面・手足の片側に麻痺が出現する
- ⑤けいれん（手足をがくがく動かすなど）がある
- ⑥複視（ものが2重に見える）がある
- ⑦瞳孔の大きさに左右差がある



脳が障害を受けた可能性があるため、早急に救急車で病院へ搬送する。

★意識障害などがない場合・・・

1～2時間程度は安静に保健室で経過観察を行い、異常がなければ帰宅させる。

帰宅したら上記のような異常が出現しないか注意深く見守り、安静に過ごしてもらうように保護者へ説明しておく。

※異常を認めた際は早急に医療機関を受診し、医師の診察を受けるように伝えておく。

★保護者への連絡の仕方（例文）

例1 「〇〇をしていて、頭を強く打ちました。吐き気がすると言っているので、救急車を呼びます。ご希望の病院はありますか？受診先が決まったら、折り返し連絡をしますので、保険証・子ども医療証を用意して出られる準備をお願いします。」

※ 冷静に、事実を確実に伝える。

例2 「〇〇をしていて後ろに倒れ、後頭部を打撲しました。皮下血腫（たんこぶ）があるので、保健室で安静にしながら打撲部位を冷やしています。本人は意識がはっきりしています。〇時間目は安静にして、経過観察をしようと考えておりますがよろしいでしょうか。途中、もし何か気になる症状が出てきた場合は至急電話をいたします。その際はこちらの番号でよろしいでしょうか。」

例3 「階段を下りていて、踏み外し前額部（おでこ）を打撲しました。皮下血腫（たんこぶ）はありません。打撲部位を冷やして様子を見たところ、痛みがなくなってきました。経過観察をしながら、引き続き学校生活を送らせたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。下校後ご家庭で様子を見てください。」

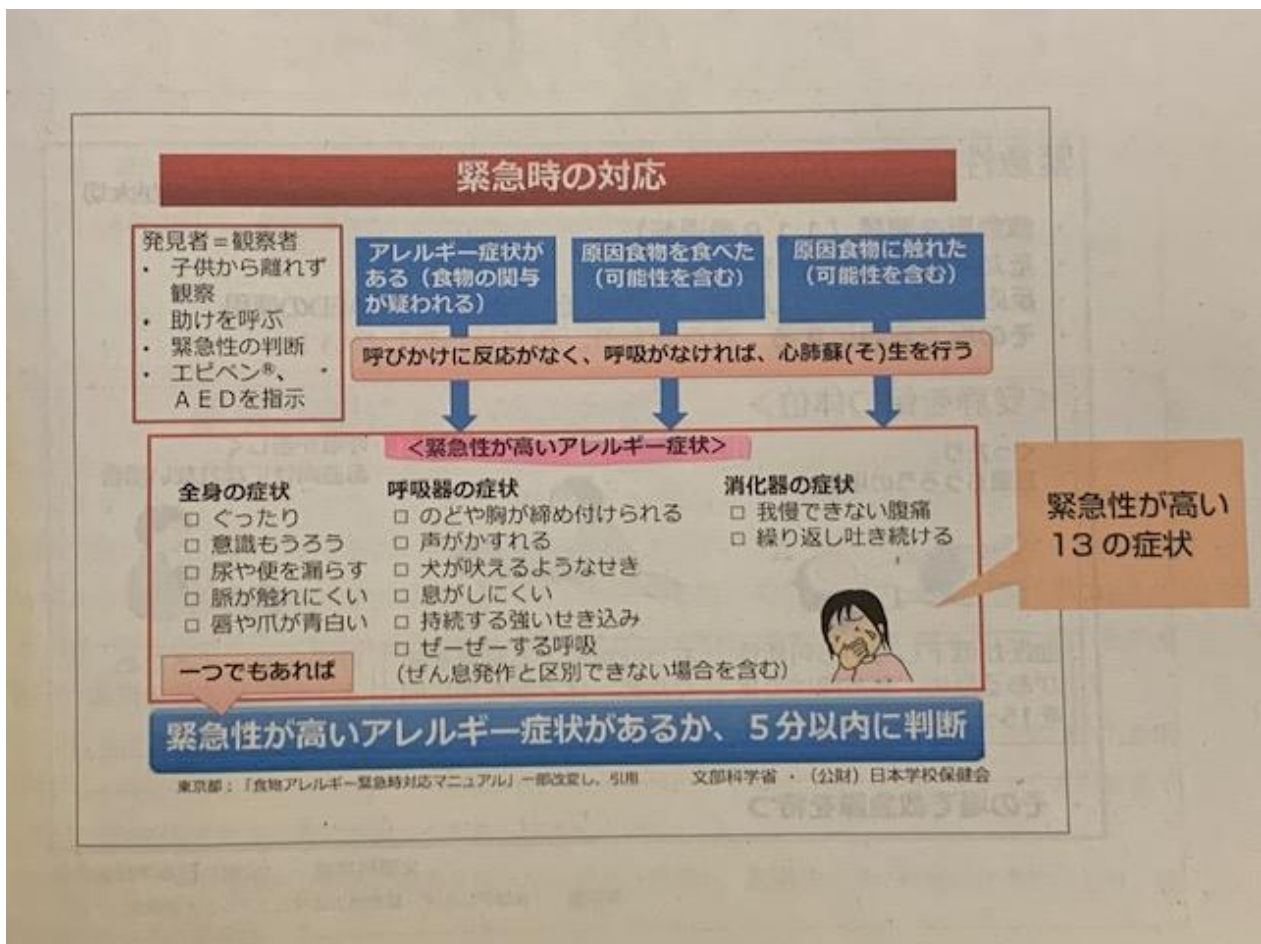
9 食物アレルギー、アナフィラキシーを予防するための措置

アレルギー疾患の児童に対する取組として、個々の児童等について症状等の特徴を正しく把握する。学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)を用いて学校内で対応が必要な情報を把握する。児童のアレルギー疾患に関する情報を、主治医や学校医に記載してもらい、保護者を通じて学校に提出していただく。提出された学校生活管理指導表を、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態にするため、各教室の棚の横に管理する。必ず個人情報取り扱いに留意する。

また、教職員のアレルギー対応研修会を設定し、校内研修の実施をする。その中でエピペンやAEDの適切に安全に対応できるように、一定の質を保つ。

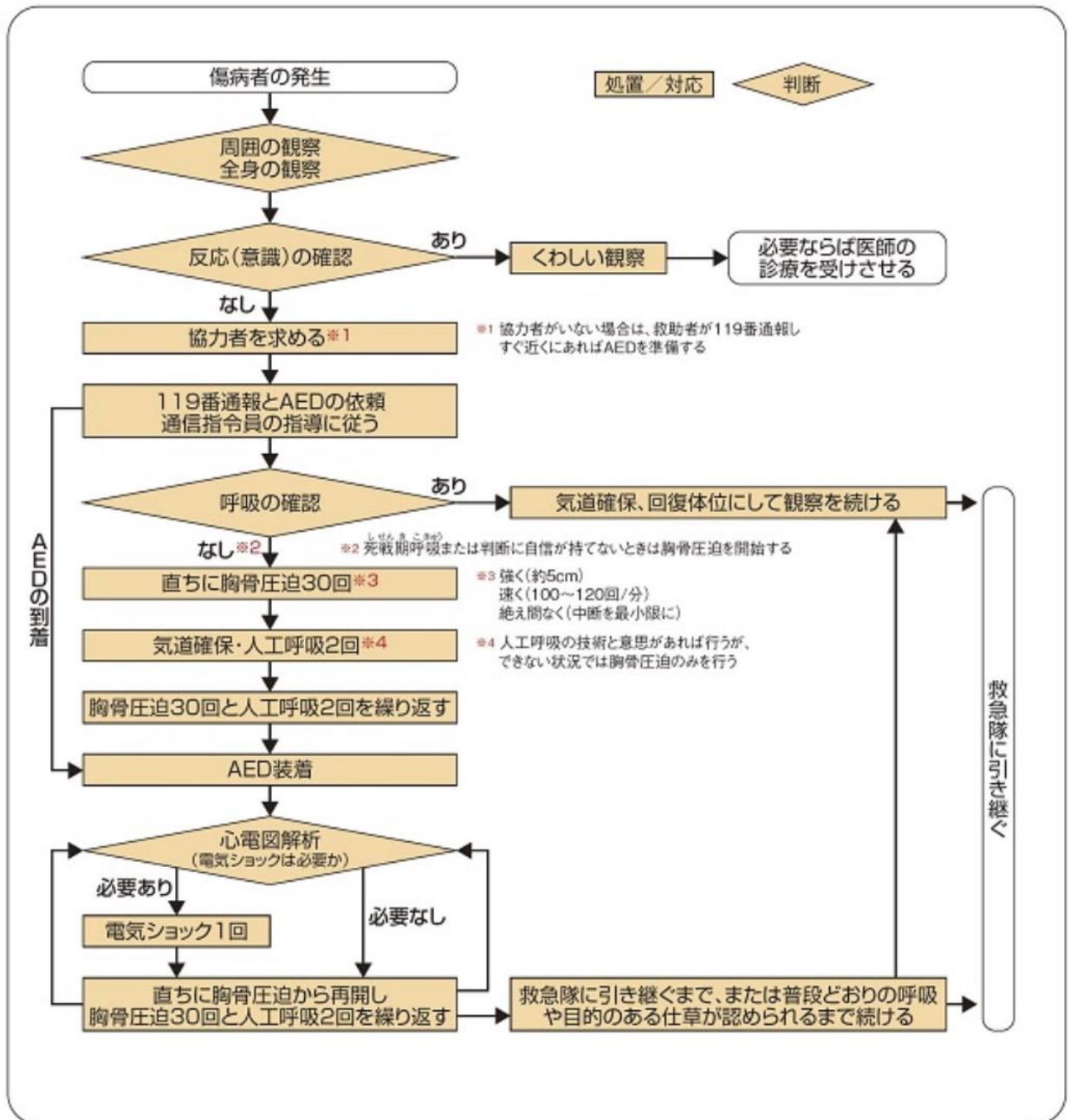
(1)緊急時対応の流れ

アレルギー症状を認めたり、原因食物を食べてしまったりした場合には、発見者は、児童から目を離さないで、助けを呼び、人を集める。集まった人にエピペンとAEDなどを持ってくるように指示する。緊急性の高いアレルギー症状があるかどうかの判断は5分以内に行い(下図)、いずれかのうち一つでも症状があれば、緊急性のアレルギー症状と判断し、直ちに救急車を要請する。



(2) 一次救命処置 (BLS)

手順



※日本赤十字のHPより

Ⅲ その他の危機管理

1 不審者対応について

(1) 不審者侵入時 緊急対策組織表

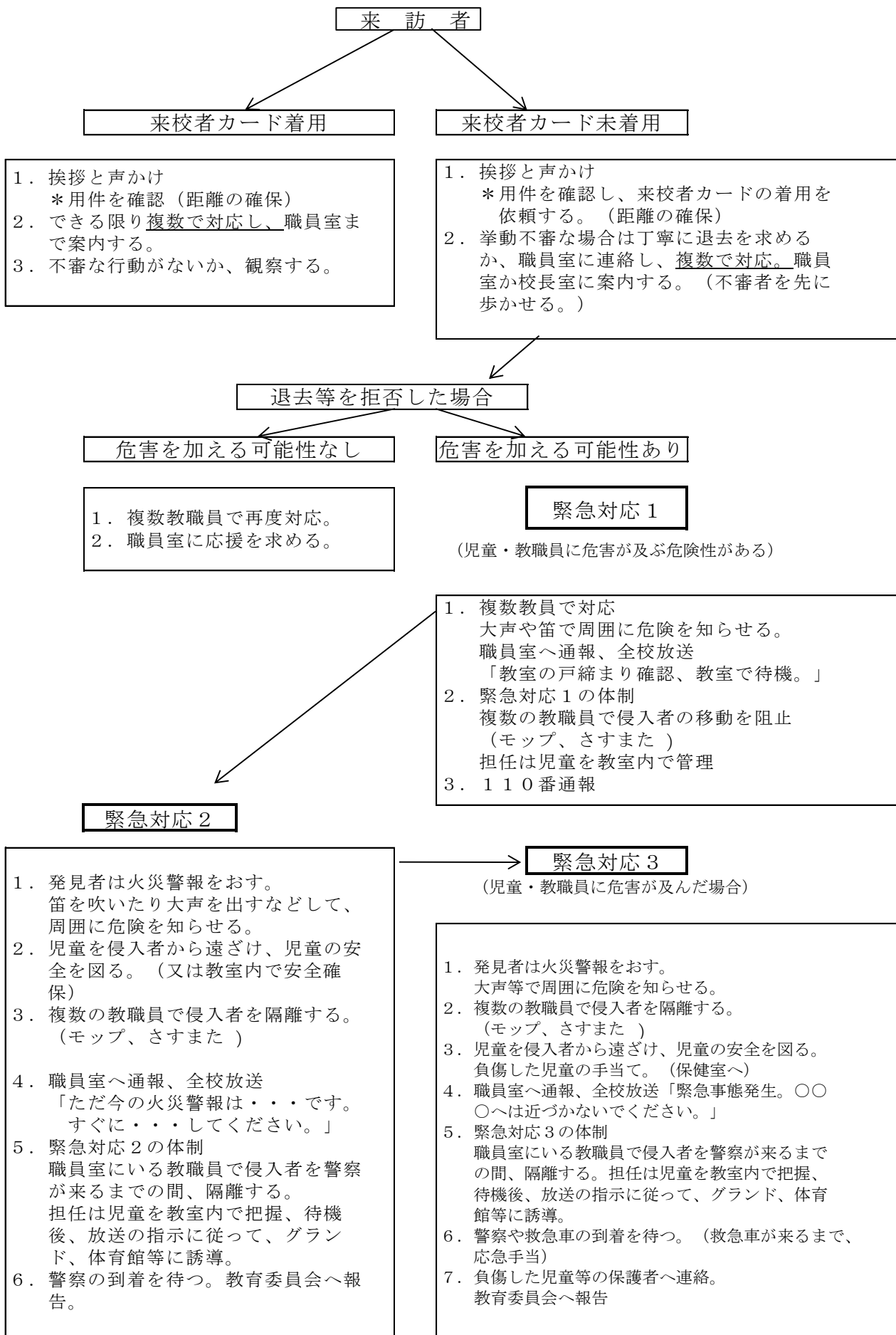
		不審者発見時の任務	避難後の任務
本部	本部長： 校長または教頭 副本部長： 教頭 または主席 教務主任	全体の総括・指揮 本部長の補佐・本部長不在時の任務 代行状況把握と指示 組織活動の推進（対応指示） 関係諸機関との対応（連絡・支援） 市教育委員会への報告 教頭の補佐	情報収集 指示徹底 点呼及び負傷児童確認結果の集約 授業継続か下校の判断 保護者対応説明 負傷児童搬送先への付添の指示 各機関対応
救護班	養護教諭	学校医・医療機関との連絡 応急処置及び記録	負傷者の処置 負傷者搬送等
避誘 導 難班	各担任	避難・誘導／収容	負傷者の実態把握・記録 児童管理及び2次避難
避確 認 難班	1号館 2号館 支援担 3号館	児童の避難確認	2次被害防止 施錠等
初対 応 期班	担任外教諭 非常勤嘱託員	不審者対応 不審者の隔離 校内巡回	不審者隔離 （警察到着まで） 警察到着後救護班へ 状況報告・記録 2次被害防止
報 知 班	副主事（事務）	状況把握と指示 各諸団体に連絡と支援を求める （PTA・各諸団体対応主担）	情報報告と記録

※ 緊急放送が入った場合、教室待機か避難かを確認すること。
担任は、避難場所・児童の人数を確認後速やかに行動する。
教室待機の場合・・・児童は教室に入れて、後ろのドアのロックと担任は前のドアを施錠し、前ドアの所に防犯用道具を持って立つ。

※ 避難の場合は、原則的に先頭が担任で後方が担外等職員
複数の学級で避難する場合は、最初と最後に担任の配置。応援が出せる場合は、真ん中に担外等の職員が入ること。

◎ 隔離する場所は校長室・職員室とし、必ず複数で対応すること。

(2) 不審者侵入時のフローチャート



2 水泳指導時における施設管理及び安全指導について

(1) 施設管理について

①はじめに（プールは安全で衛生的であること。）

- (1) プール周辺や付属品をきれいにする。
- (2) 入水者をきれいにする。
- (3) プールの水をきれいにする。

浄化（換水と濾過）……浮遊物やにごり、容存有機物の除去。

消毒……病原菌、微生物（ウイルスや細菌）による汚染の消毒やアンモニアの除去。

②なぜプールの消毒をするのか

◇プールは、たまり水だから。

③なぜ塩素剤で消毒するのか

◇塩素は殺菌作用が強く、かつ微量で速やかな効果があり、人体には危険がない。また安価である。

◇文部科学省体育局長通知、厚生労働省環境衛生局長通知によりプール水の消毒は塩素、または塩素剤で消毒することが定められている。

◇飲料水も塩素消毒されている。

④どんな塩素剤が適当か

◇どんな塩素剤を使っても同じ残留塩素濃度ならば同じ効力である。

- ・次亜塩素酸ナトリウム液……無機塩素剤
- ・次亜塩素酸カルシウム……無機塩素剤
- ・塩素イソシアヌル酸……無機塩素剤

⑤塩素濃度の維持はどうすればよいか

◇塩素はアンモニアや有機物、紫外線、水泳者の汚れなどによって消毒されるが、強い直射日光の下では10分間に0.1ppmくらいの速さで分解消失が進む。

◇塩素消費量は、天候、入水人数、水の汚れ具合、循環濾過装置の運転状態、プールの使用時間、その他いろいろな要素が関連してくる。

- (1) 遊離残留塩素濃度を、常に0.4ppm～1.0ppmに保たれるよう、塩素消毒剤の量を調節する。
- (2) 1時間おきに測定し、塩素剤の補給をする。

⑥残留塩素とは

◇殺菌効力のある塩素が、殺菌作用や水中の汚れと反応したり、紫外線により分解した後、なお余分に残留している分を残留塩素という。

◇塩素剤は、水に溶解すると次亜塩素酸（ HClO ）を生成し、この次亜塩素酸に殺菌作用がある。

◇プール水の遊離残留塩素は、常にどの部分でも0.4ppm以上に保つこと。

⑦塩素剤の貯蔵、及び取扱注意

◇強力な塩素剤であるので

- (1) 冷暗所に湿気を避けて貯蔵。
- (2) 火気や熱に直接さらさない。
- (3) 他の塩素消毒剤と混合使用したり、同じ場所での保管は絶対しない。
(化学反応で爆発を起こす場合がある。)

(2) 安全指導について

① プール使用規定

1. 本校職員、児童及び学校長が認めた指導者以外の使用は認めない。
2. 水温24.0℃未満、気温26.0℃未満の場合は、原則としてプールは使用しない。
3. 脱衣場を使用するときは、注意をよく守り、人に迷惑をかけない。
4. 準備運動、整理運動は十分に行う。
5. シャワーは入水前後必ず使用し、体をよく洗う。
6. プールサイドで騒いだり走り回ったりしない。
7. 水泳帽は必ず着用すること。また、浮き袋などは持ち込まない。
8. 2～3名を一組とし、入水終了後は必ず相手と組み確認する。
9. プール入水中、体の調子が悪くなった時はすぐ届ける。
10. 浄化装置のある機械室に出入りしない。

② プール入水の順序

- ① 健康調査→②バディシステム（点呼）→③準備運動→④シャワー →⑤入水→休息（繰り返し）
→⑥バディシステム（点呼）→⑦整理運動 →⑧シャワー →⑨更衣

③ プールの管理と薬品投入

- ・浄化装置機械の運転操作と次亜塩素酸ソーダの投入は各学年で順番に行う。
- ・残留塩素・PHの測定はその時間の指導者で行う。

④ プール指導 監視留意事項

<入水前>

- 気温、水温は職員室前の黒板を見て確認する。
- 残留塩素の測定→薬品投入、PH測定
- 更衣室、シャワーの清掃・点検、水泳帽の点検
- 集合前に更衣させる。
- 点呼（バディシステム→準備運動→シャワー→入水）
- シャワーで十分に体を洗わせること。（特に足、腰）

<入水中>

- 飛び込み禁止
- 監視は、プールのコーナーに立つ。
- 人数が多い場合は、泳ぐ方向を一定にする。
- 事故発生の場合、全員プールよりあげ、校長に連絡し、他の一人は救急処置をする。

<入水後>

- 人数点呼（バディシステム）
- 整理運動
- 洗顔 →シャワー
- 更衣（体をよく拭いてから着替える。特に頭をよく拭かせる。）

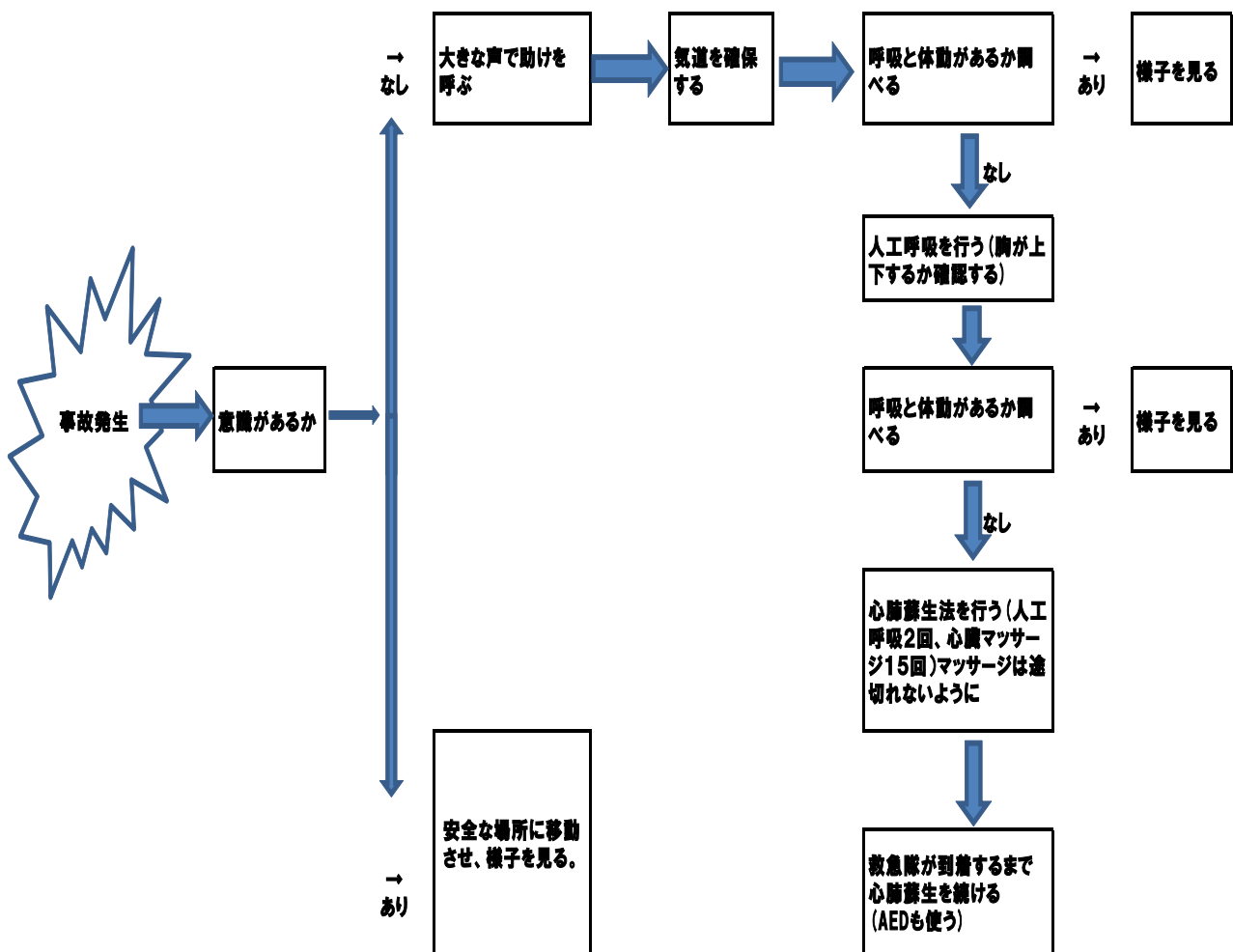
⑤プール緊急時の対応について

プール緊急時の対応について

津田小学校

1. 倒れている人（溺れている人）を発見する。
2. 意識を調べる。
 - ①呼びかける。
 - ②肩を軽くたたいてみる。
3. 大きな声で助けを呼ぶ。
4. 職員室に連絡し、救急隊に連絡を依頼する。AEDを持ってきてもらう。（職員室前にある。）
5. 気道を確保する。
6. 呼吸と体動があるかを調べる。
7. 人工呼吸を行う。（胸が上下するかを確認する。）
8. 呼吸、体動があるかを確認する。
9. 心肺蘇生法を行う（人工呼吸2回、心臓マッサージ15回）心臓マッサージは途切れないように。
10. 救急隊が到着するまで、心肺蘇生を続ける。

*焦らず、冷静かつ迅速に救助にあたる。



3 熱中症

体育、スポーツ活動における熱中症を予防する。

【熱中症予防の原則】

1. 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと
2. 暑さに徐々に慣らしていくこと
3. 個人の条件を考慮すること
4. 服装に気をつけること
5. 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

(1) 事前の対応

熱中症を予防するためには気温や湿度などの環境条件に配慮した活動が必要。活動現場の環境条件を把握する指標として、暑さ指数(WBGT)を用いて判断する。暑さ指数の基準とする運動や各種行事の指針を中心とした熱中症予防の体制整備を予めすること。

- ① 教職員への啓発
- ② 児童生徒への指導
- ③ 体調不良を受け入れる文化の醸成
- ④ 情報収集の手段(テレビ、インターネット等)及び教職員への伝達方法の整
- ⑤ 暑さ指数(WBGT)の把握と共有
- ⑥ 保護者等への情報提供

(2) 熱中症発生時の対応

熱中症が疑われる時には、放置すれば死に至る緊急事態であることを認識する。まだ症状において応急処置あるいは医療機関へ搬送する措置を行う。

●軽症(応急処置と見守り)

〈症状〉

めまい、立ちくらみ、生あくび、大量の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直(腓返り)

〈治療〉

冷所での安静、体表冷却、経口的に水分と Na の補給

●中等症(医療機関へ)

〈症状〉

頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下

〈治療〉

医療機関への診察、体温管理、安静、十分な水分と Na の補給

●留意点

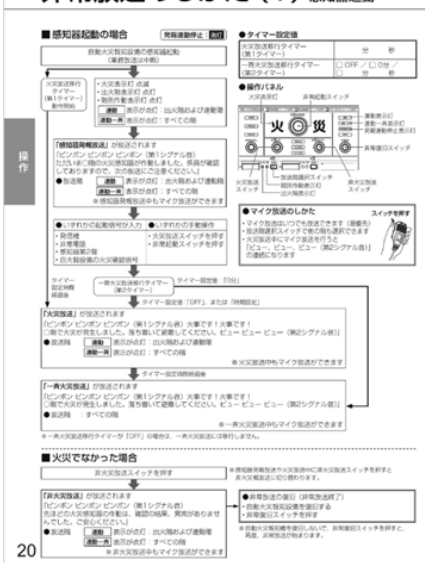
重症度(救急搬送の必要性)を判断するポイントとして、三つを確認する。

- ①意識がしっかりしているか。
- ②水を自分で飲めるか。
- ③症状が改善したか。

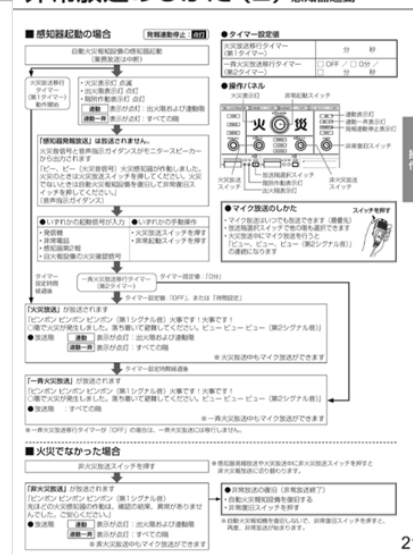
搬送時、応急処置の際は、必ず誰かが付き添いを行う。

4 非常放送のしかた

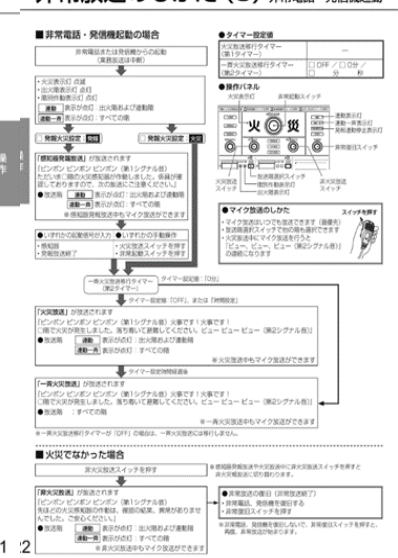
非常放送のしかた(1) 感知器起動



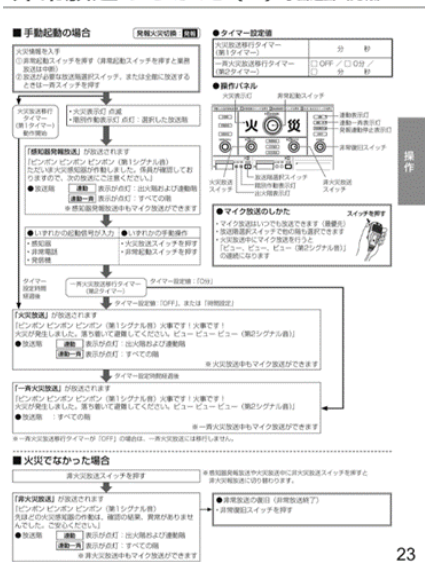
非常放送のしかた(2) 感知器起動



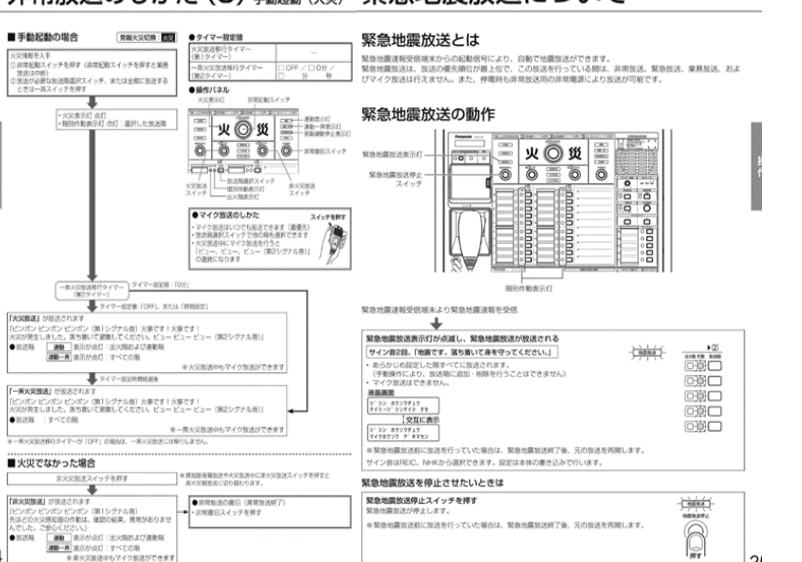
非常放送のしかた(3) 非常電話・発信機起動



非常放送のしかた(4) 手動起動(発報)



非常放送のしかた(5) 手動起動(火災) 緊急地震放送について



5 Jアラート発信時において

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとる。

学校にいる場合

【校舎内の対応】

弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、児童を窓からなるべく離れさせ、床に伏せたり、机の下に入らせたりして頭部を守らせる。

【校舎外の対応】

校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守らせる。

校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難させる。
- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難させる。
- 校外活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、計画時に確認しておく。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行し、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行う。
- 児童生徒等に対しては、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておく。

【遠足・校外学習でのバス等における留意点】

- バス乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があるため、車を止めて近くの建物や地下等に避難し、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守らせる。
- バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守らせる。

登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくないが、ミサイル発射情報など、聞こえてくる音を注意深く聞く。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考える。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従う。

児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保する。早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達はまずホームページ、メール配信で行い、安否確認の方法は電話で行う。また電気が不通となり使用できないときは、校内・校外の掲示板、避難所開設時用緊急電話にて行う。(P6 通信手段について)
- 自宅内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

非常変災時における措置について（保存版）

気象庁より、特別警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表された場合、児童の安全確保のため、以下の措置をとります。

1 午前7時現在

特別警報が発表されているときは、臨時休校。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機。

2 午前9時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第2校時より授業を行います。

（9時35分までに集団登校。学校給食はありますので、下校は平常通りです。）

いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

3 午前10時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時より授業を行います。（10時40分までに集団登校。学校給食はありませんので、午前中授業で下校します。）

いずれかが発表中の場合は、臨時休校。

4 登校後

特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、地区ごとに教師引率のもと、集団下校する、あるいは学校に待機する等、雨量・通学路の状況により判断します。

5 留守家庭児童会室

午前9時から午前10時の間に解除されたときは、午後0時15分から開室します。また、午前11時現在、警報が解除されているときは、通常どおり、午後1時15分から開室します。（お弁当の有無等の詳細は、留守家庭児童開室にご確認ください。）

6 枚方子どもいきいき広場

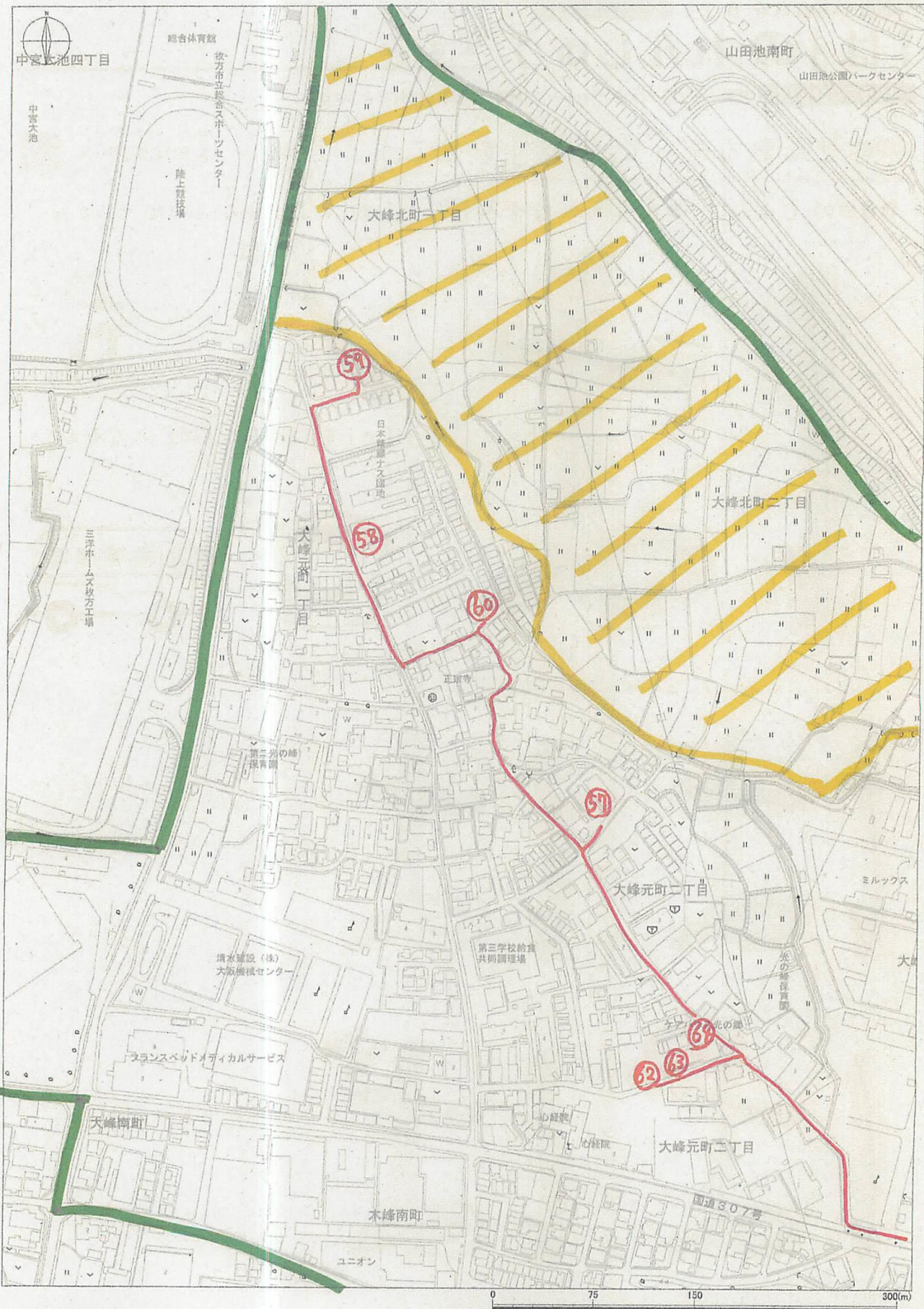
いきいき広場についても、この度の学校の対応に準じて、非常変災時における中止の取り扱いから、「大雨警報」を除きます。

※学校への問い合わせは、混乱をきたしますので、ラジオ・テレビ等の気象情報に基づいて、ご判断ください。

※今後、台風接近時等でも、同様の措置を取ります。新たなお知らせは致しませんので、各家庭でこのプリントを1年間保存してください。

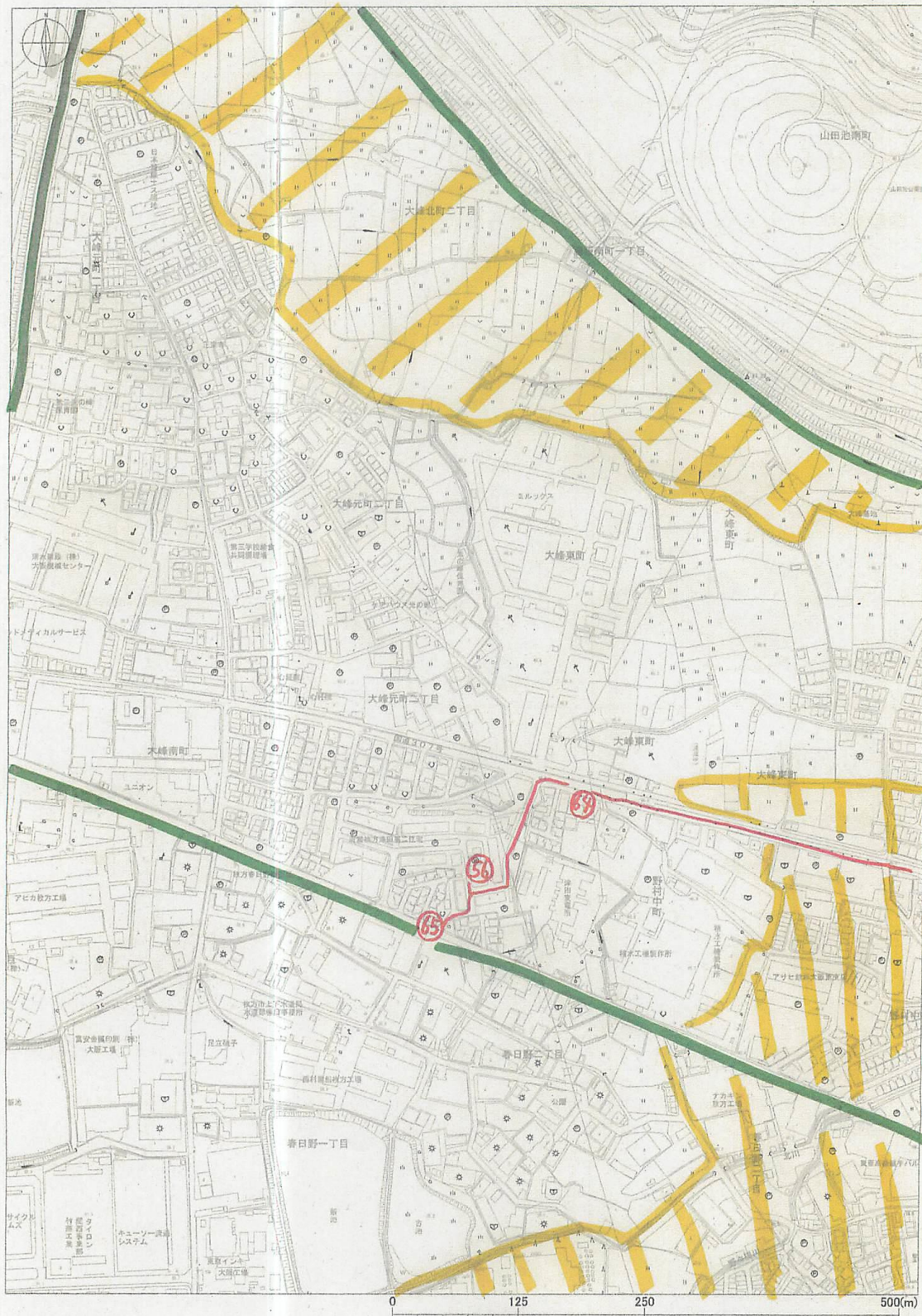
6 土砂災害警戒区域入りの通学路

非常時変災時の登下校は土砂災害警戒区域に近づかないように、登下校するよう心掛ける。



14. 津田小 1 / 7

内部資料



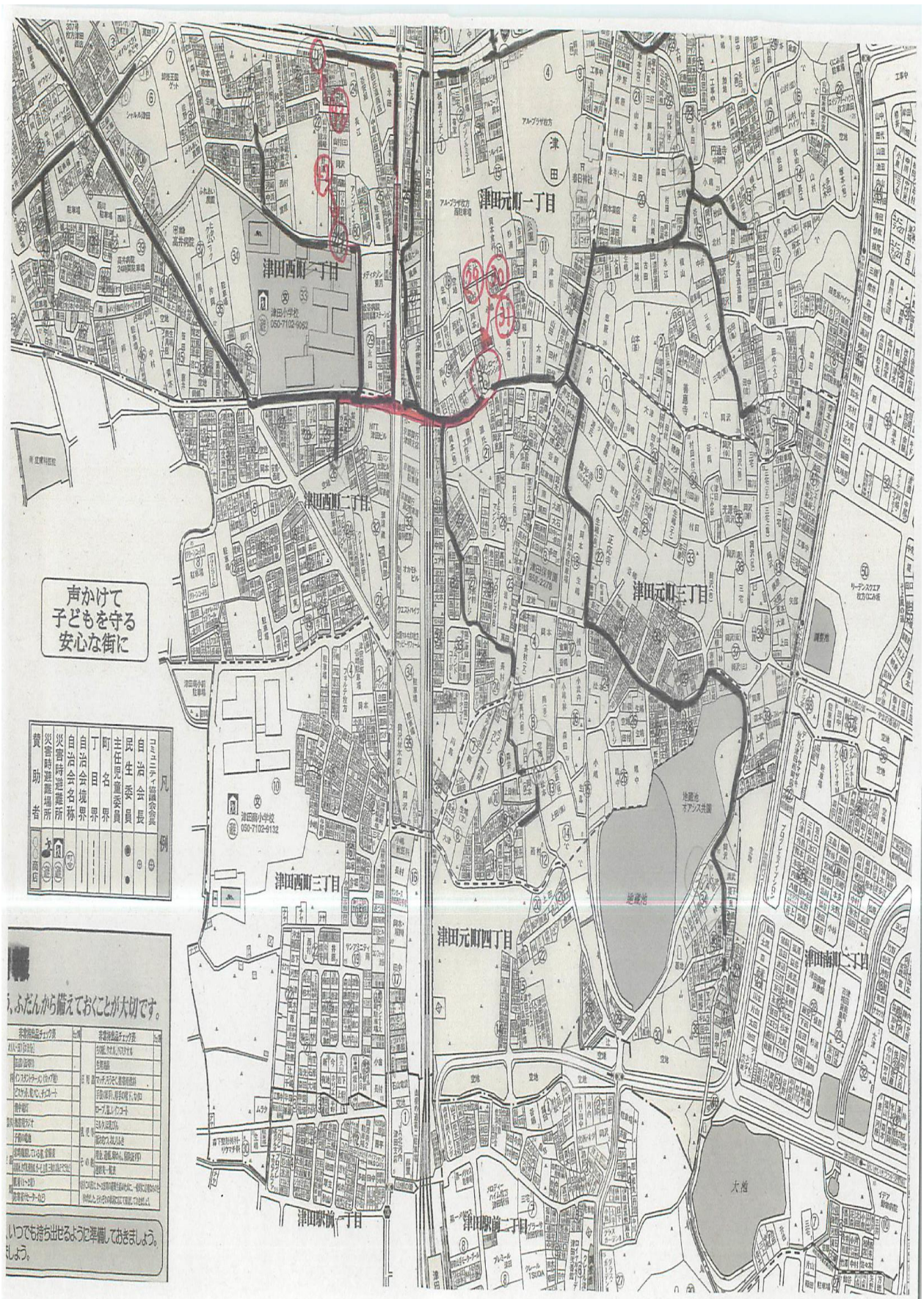
14. 津田小 2 / 7

内部資料



14. 津田小 3 / 7

内部資料



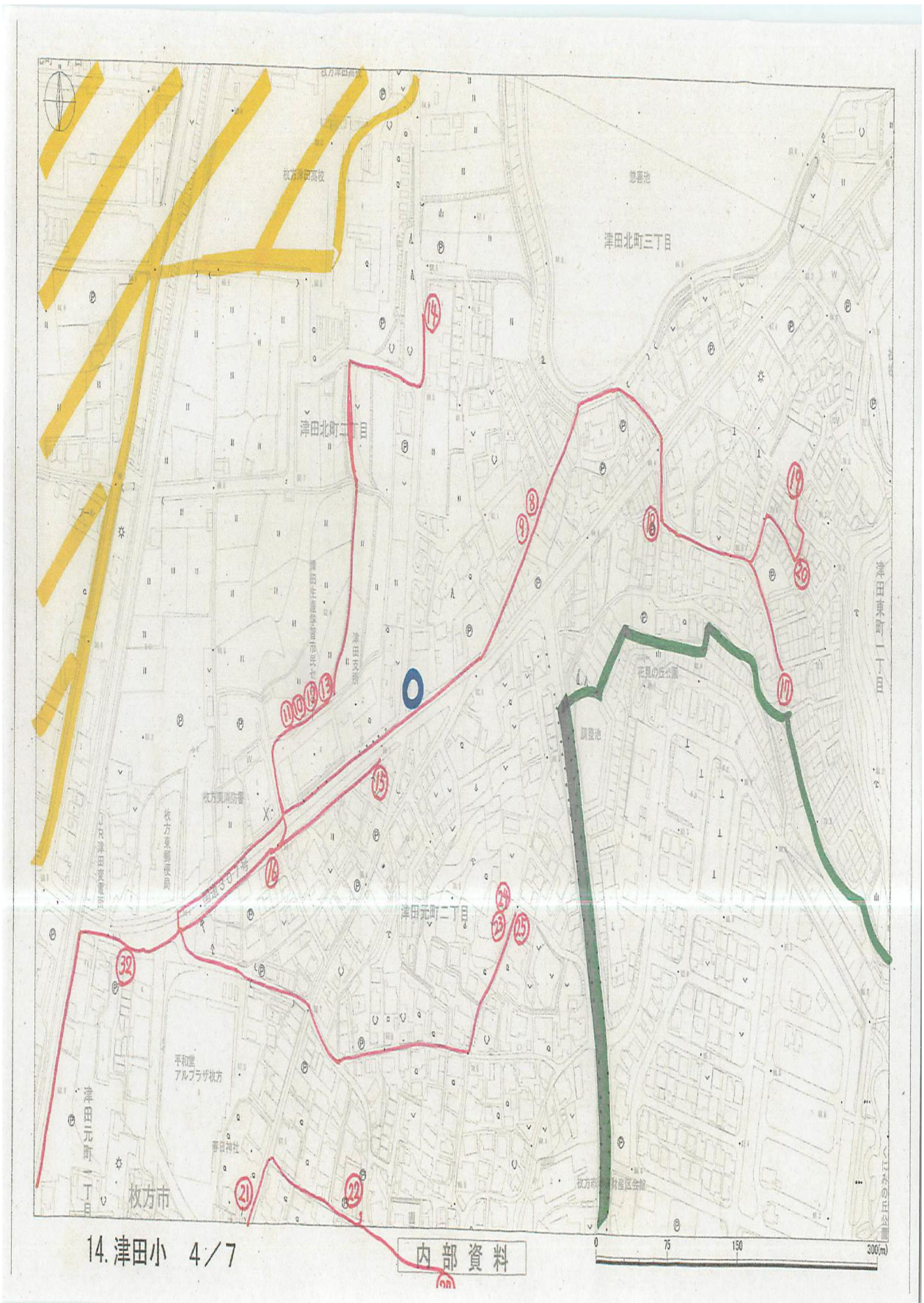
声かけて
子どもを守る
安心な街に

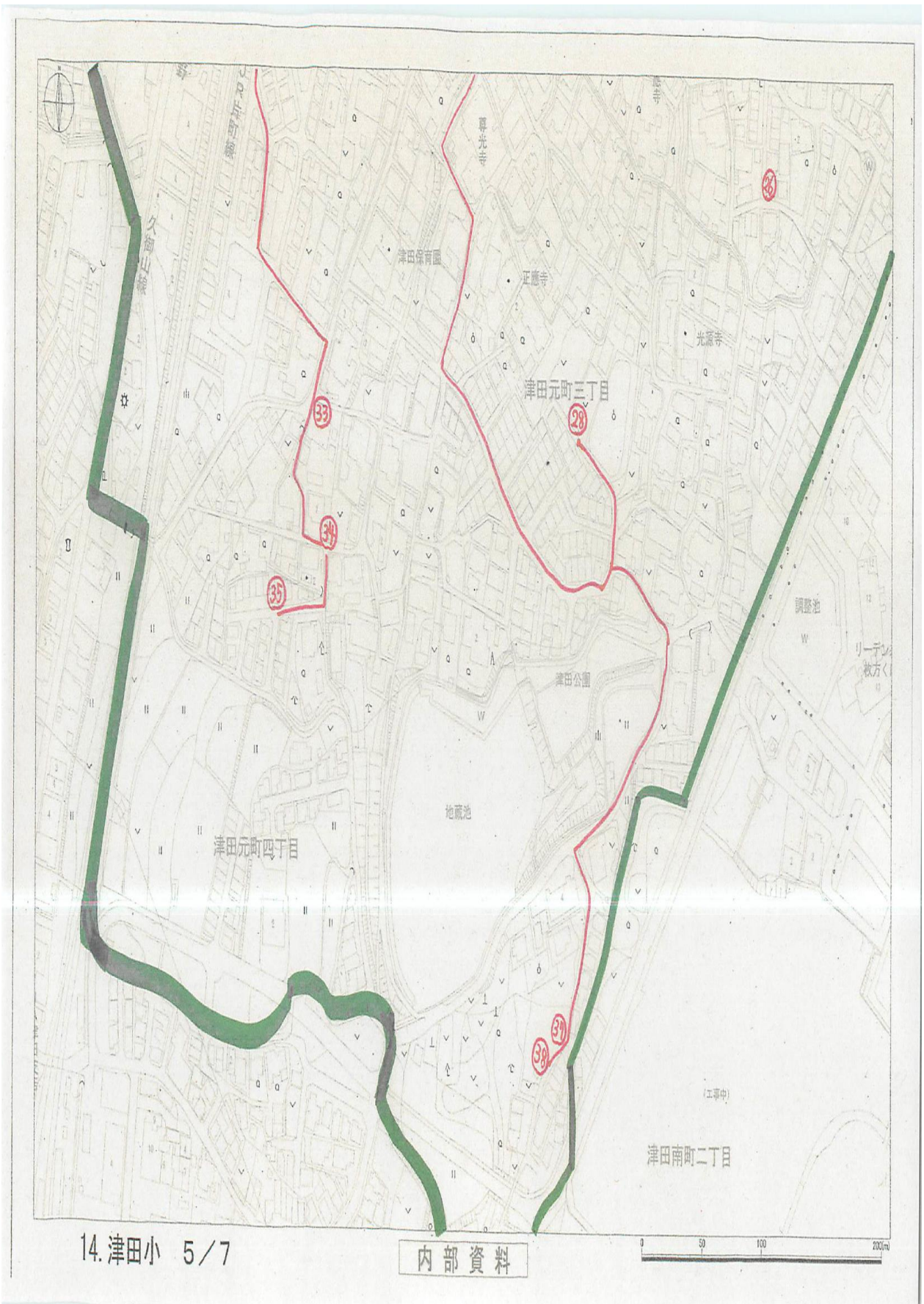
〒230-0201	〒230-0202	〒230-0203	〒230-0204	〒230-0205	〒230-0206	〒230-0207	〒230-0208	〒230-0209	〒230-0210	〒230-0211	〒230-0212	〒230-0213	〒230-0214	〒230-0215	〒230-0216	〒230-0217	〒230-0218	〒230-0219	〒230-0220
津田元町一丁目	津田元町二丁目	津田元町三丁目	津田元町四丁目	津田元町五丁目	津田元町六丁目	津田元町七丁目	津田元町八丁目	津田元町九丁目	津田元町十丁目	津田元町十一丁目	津田元町十二丁目	津田元町十三丁目	津田元町十四丁目	津田元町十五丁目	津田元町十六丁目	津田元町十七丁目	津田元町十八丁目	津田元町十九丁目	津田元町二十丁目

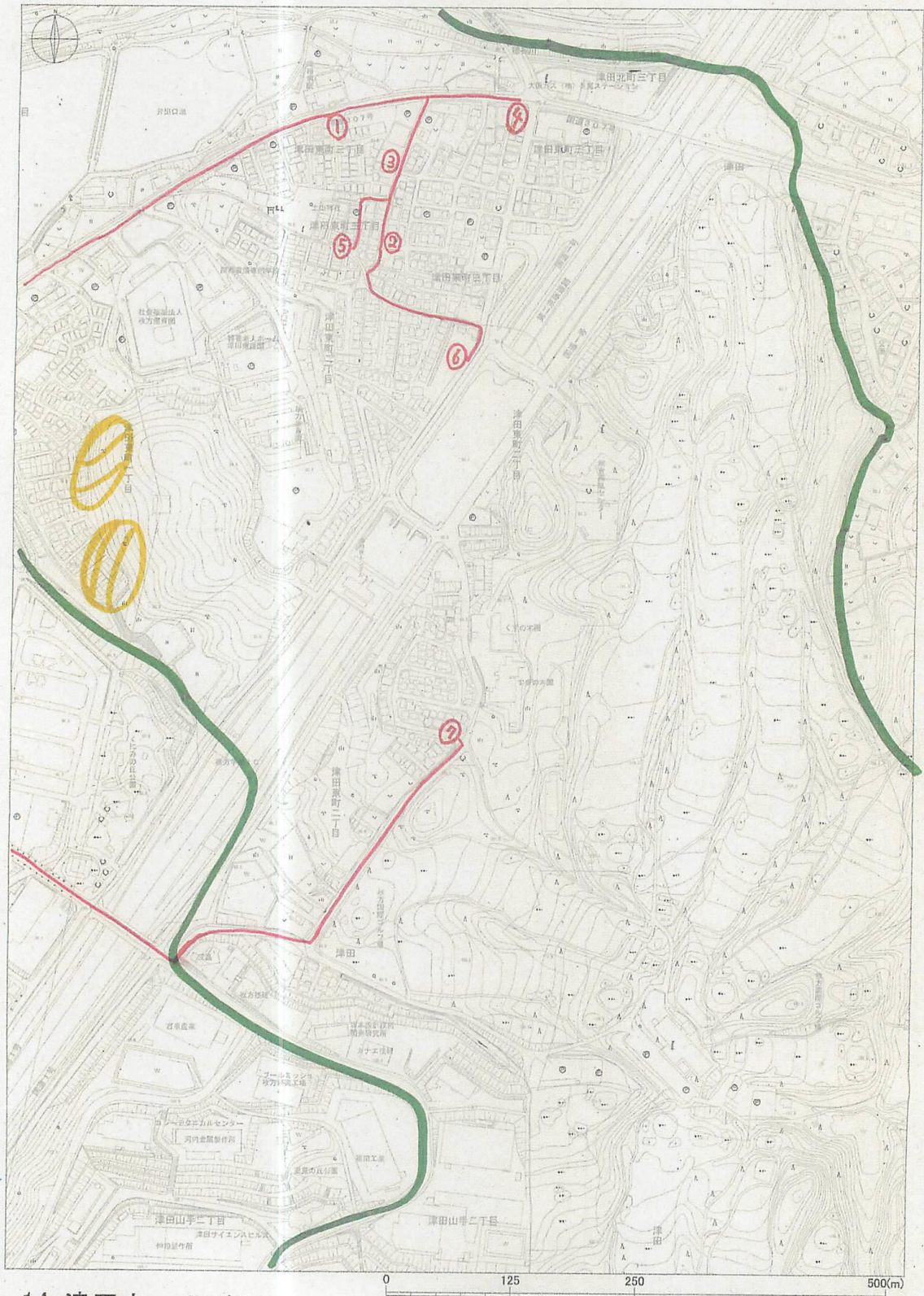
い、ふだんから備えておくことが大切です。

家族防災チェックリスト	家族防災チェックリスト
家族の人数	家族の人数
家族の年齢	家族の年齢
家族の性別	家族の性別
家族の職業	家族の職業
家族の健康状態	家族の健康状態
家族の行動能力	家族の行動能力
家族の避難経路	家族の避難経路
家族の避難場所	家族の避難場所
家族の避難用品	家族の避難用品
家族の避難訓練	家族の避難訓練
家族の避難計画	家族の避難計画
家族の避難連絡	家族の避難連絡
家族の避難情報	家族の避難情報
家族の避難支援	家族の避難支援
家族の避難協力	家族の避難協力
家族の避難参加	家族の避難参加
家族の避難貢献	家族の避難貢献
家族の避難責任	家族の避難責任
家族の避難義務	家族の避難義務
家族の避難権利	家族の避難権利
家族の避難利益	家族の避難利益
家族の避難損失	家族の避難損失
家族の避難費用	家族の避難費用
家族の避難収入	家族の避難収入
家族の避難支出	家族の避難支出
家族の避難資産	家族の避難資産
家族の避難負債	家族の避難負債
家族の避難純資産	家族の避難純資産
家族の避難純負債	家族の避難純負債
家族の避難純資産率	家族の避難純資産率
家族の避難純負債率	家族の避難純負債率
家族の避難純資産率	家族の避難純資産率
家族の避難純負債率	家族の避難純負債率

いつでも持ち出せるように準備しておきましょう。







14. 津田小 6/7

内部資料

14. 津田小 7/7

内部資料



7 犯罪被害防止対策

- ・児童がインターネットを利用するときに、犯罪の被害者、加害者にならないために、インターネットを利用するときの危険を保護者や教職員が正しく理解しておく。
- ・保護者と教職員が情報を共有し、学校では「情報モラル」を指導する。
- ・保護者に不適切な情報や危険な出会い等を防ぐために、フィルタリングを賢く利用してもらうなど、児童の年齢や使い方により「レベル設定」をし、児童の安全を守る。